

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について  
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成17年藤沢市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「この市」を「神奈川県」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、浄化槽管理士が減少していることに伴い、市民の業者選択の自由度を高めるため、この市の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営む者の設置する営業所が所在しなければならない区域を拡大する必要による。